

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			附則 この規則は、平成22年12月1日から施行する。		
別表第1 別表第2 第1表 } (略) 別表第2 第2表			別表第1 別表第2 第1表 } (同左) 別表第2 第2表		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
理学研究科		生態学研究センター	理学研究科		生態学研究センター
農学研究科等		フィールド科学教育研究センター 芦生研究林	農学研究科等		フィールド科学教育研究センター 芦生研究林
		フィールド科学教育研究センター 北海道研究林			フィールド科学教育研究センター 北海道研究林
		フィールド科学教育研究センター 瀬戸臨界実験所			フィールド科学教育研究センター 瀬戸臨界実験所
		フィールド科学教育研究センター 舞鶴水産実験所			フィールド科学教育研究センター 舞鶴水産実験所
		三研究科共通			地球環境学堂・学舎 草の根技術協力事業フェ事務所
東南アジア研究所等		東南アジア研究所バンコク連絡事務所 東南アジア研究所ジャカルタ連絡事務所	東南アジア研究所等		東南アジア研究所バンコク連絡事務所 東南アジア研究所ジャカルタ連絡事務所
		(中略)			
備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。 (後略)			備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。		